利益相反について

ここで開示をお願いする利益相反は、本学術大会において発表する口演およびポスター発表 にかかわるものです。その点にご留意いただいたうえで、以下1.から4.に示す事項につい てご確認ください。利益相反の定義については、一般社団法人日本統合医療学会のCOI規程第3 条および第4条を原則とします。

各口演およびポスター発表時に開示するスライド例の見本と加工用データを「第24回日本統合医療学会」のホームページに掲載しております。情報の開示が必要な発表者につきましては、スライドの1枚目、ポスター内またはポスター掲示箇所の下部に情報開示をお願いいたします。

1. 開示すべき利益相反の項目

一般社団法人日本統合医療学会のCOI規程第7条を適用します。

詳細は、学会HPをご参照ください。 (http://imj.or.jp/new/wp/wp-content/uploads/coi_rule.pdf)

第7条【開示・公開すべき事項】

対象となる活動を行う場合、本人並びに第4条第4項に該当する者において以下の各号で定める基準に該当する場合には、所定の様式に従い、利益相反の状況を自己申告する義務を負う。自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つ。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職
- ② 株の保有(オプションなど株式を購入する権利を含む)
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当(講演料など)
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費
- ⑦ その他の報酬(研究とは直接無関係な旅行や贈答品など)
- 二 思想、信条あるいは宗教等については、プライバシー保護の観点から、常に開示を強制するものではない。ただし、思想、信条あるいは宗教等に関して生じるCOIがあることを宣言した本規程において、不開示の思想、信条あるいは宗教等に関して生じたCOIに伴う不正については、不正を行った者に対して責任を負わせる。

2. 対象となる発表者と金額基準等について

● COI規定第7条第1項及び第2項に該当する団体等(以下、「団体等」と称する。)から

利益を得ている場合は、当該事項について申告してください。

- 筆頭発表者及び共同発表者全員が、利益相反の開示すべき項目のいずれかにあてはま るかどうかを確認のうえ、全員について申請してください。
- 開示すべき項目のいずれかにおいて利益が生じていればその額にかかわらず利益相反 が生じると考えてください。
- 親族の考え方は、民法725条に基づきます。
 - 1. 6 親等内の血族(1 親等:父母・子、2 親等:祖父母・孫・兄弟姉妹、3 親等: 曾祖父母・曾孫・おじおば・甥姪、4 親等:玄孫・祖父母の兄弟姉妹・いとこ・ 甥姪の子、5 親等:いとこの子・甥姪の孫、6 親等:祖父母の甥姪の子…など)
 - 2. 配偶者
 - 3. 3親等内の姻族(1親等:配偶者の父母、2親等:配偶者の兄弟姉妹、祖父母, 3親等:配偶者の兄弟姉妹の子どもなど、尚、自分の6親等内の血族の配偶者も 姻族となります)。

3. 利益の受け取りがあった時期について

利益相反を申告する際の判断基準のうち、団体等から利益を受け取った時期については次の通りとします。対象期間外の利益の受け取りについては申告の必要はありません。

対象期間: 抄録提出日の前日を起算日として過去3年間

【例】演題登録日が2020年4月1日の場合、同3月31日を起算日として過去3年間を対象とします。例示のケースの場合には、2017年4月1日から2020年3月31日までに受けた利益が該当すると判断します。

4. 利益相反の有無と報告時の対応について

1) 利益相反無しの場合

抄録の下部分に、「演題発表に関連し、開示すべきCOI関係にある企業等はありません。」という一文を記載させていただきます。また、様式に従い、利益相反がない旨を提示していただきます。

2) 利益相反有りの場合(口頭発表、ポスター発表、ポスターシンポジウム)

口頭発表の場合は、PowerPointのスライドの1枚目に、学会指定の利益相反(COI)スライドを提示してください。(スライド見本はHPよりダウンロード可能)ポスター発表、ポスターシンポジウムの場合は、ポスター最下段に、該当項目を枠付きで記載してください。(スライド見本はHPよりダウンロード可能)。

個人からの利益の供与等があった場合は、個人名の表示は不要ですが、個人からの供与があった旨は表示してください。